

公益社団法人日本地震工学会共催・後援・協賛に関する細則

2012年12月7日制定

2021年4月20日改定

1. 総 則

本会が共催・後援・協賛する場合はa)およびb)の(1)(2)のいずれかのものとする。

a) 内 容

- (1) 会員に対して本会が目的とする、地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の進歩発展をはかり、地震災害の軽減に貢献する事業を行い、もって社会の発展に寄与することを目的に、研鑽の機会供与に価値ある内容のもの
- (2) 会員の活動に有益な内容のもの

b) 主催団体及び目的

- (1) 主催団体が法定公益団体またはこれに準ずるもの
- (2) 行事が収益または政治目的でない純粹の公益目的のもの

2. 共 催

本会が共催する場合は総則の条件を満たすと共に計画当初からその内容に関して本会の意志の加わるものとし、次のとおりとする。

- (1) 学術会議に関係あるもの、および地震工学の関連学会の依頼によるもの、又は官公庁の要請によるものとする。
- (2) 経費の負担を要するものは原則として、予算に計上しているものに限る。予算に計上していない場合は、理事会で審議して決める。
- (3) 単なる本会の名義使用は原則として断る。

3. 後 援

総則の条件を原則として満たし、行事、次第等が決定した上で依頼を受けたもので、本会の後援を得ることによって、その行事が成果をあげられると認められ経費の援助を必要としないものとする。

4. 協 賛

総則の条件を原則として満たし、行事の内容が賛同に価するものであって、その他の条件は後援の場合に準ずる。

5. 申請の方法

本会に共催・後援・協賛を申請する主催者は、以下の情報が記載された書類を本会事務局に提出する。

- (1) 行事名称
- (2) 開催日時および開催場所
- (3) 主催団体名称
- (4) 行事の概要
- (5) 本会に初めて申請する主催団体については、当該の団体の概要が記載された資料

6. 承認手続き

- (1) 共催・後援・協賛の承認については、原則として理事会の決議に基づき決定する。
- (2) 日本建築学会、土木学会、日本機械学会、地盤工学会、日本地震学会および事前に理事会で承認された主催団体に限り、緊急の場合、会長または総務理事の承認を経て事務局より回答することができる。

附則

- 1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) 2021年4月20日の理事会で承認された改定は2021年5月1日から運用される。